

厚生労働省  
補助事業  
参加費  
無料

# 荷役災害防止担当者研修 (陸運事業者・荷主等向け)

陸上貨物運送事業の労働災害の約7割は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらに、その約7割は、荷主等(荷主、配送先、元請事業者等)の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項を示しています。

本年度は、陸運事業者と荷主等双方の担当者に対する安全衛生研修を次のとおり行います。

この研修は、荷主等の自社の労働者の労働災害防止対策にも参考となる墜落・転落災害、フォークリフト、クレーン、ロールボックスパレット等による災害防止に関する内容も含まれています。

関係者の皆様には積極的なご参加をお待ちしています。

## 内 容

荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育カリキュラムに準じる(陸運事業者・荷主等向け)荷役災害防止担当者教育

## カリキュラム

- (1) 荷役作業における労働災害の現状と事業者の責務
- (2) 荷役作業における労働災害防止対策
- (3) 荷役作業の安全衛生教育と安全衛生意識の高揚
- (4) 荷主等と陸運事業者との連絡調整
- (5) 関係法令

## 受講証明

受講者には、受講証明書をお渡しします。



## 問合せ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会(陸災防)  
各都道府県支部にお問い合わせください。